

水利施設等保全高度化事業実施要領

平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2703 号
最終改正 令和 4 年 12 月 2 日付け 4 農振第 1961 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事
㈱日本政策金融公庫代表取締役総裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

殿

農林水産省農村振興局長

第 1 趣旨

本事業の実施に当たっての運用については、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業の内容

- 1 要綱第 2 の 1 の水利施設整備事業に係る運用は、別紙 1 によるものとする。
- 2 要綱第 2 の 2 の畑地帯総合整備事業に係る運用は、別紙 2 によるものとする。
- 3 要綱第 2 の 3 の実施計画策定事業に係る運用は、別紙 3 によるものとする。
- 4 要綱第 2 の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第 2 の 1 の水利施設整備事業（別紙 1 の第 2 の 11 簡易整備型を除く。）又は要綱第 2 の 2 の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。）要領別表 1 の事業区分の欄の 1 の事業（以下「防災減災事業」という。）とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領要領別紙 2 から 10 まで及び別紙 17 から 19 までに定めるところによるものとする。
- 5 本事業で実施する事業のうち、新設事業（農業用排水施設の新設）及び更新事業（農業用排水施設の変更又は廃止）の分類は別表 1 のとおり。
- 6 本事業で実施する事業内容の詳細は別表 2 及び別表 5 のとおり。
- 7 本事業の実施に係る共通の運用事項は、別記 1 によるものとする。

第 3 計画の作成

- 1 要綱第 5 の保全高度化整備計画は、次に掲げるいずれかの区分に応じ、様式

1により作成するものとする。

- (1) 高付加価値化区分
- (2) 農地集積促進区分
- (3) 水管理省力化区分
- (4) 洪水調節機能強化区分

2 要綱第5の農村振興局長が別に定める事業とは、水利施設整備事業のうち基幹水利施設保全型を実施する場合であって、対象施設及び事業実施主体が基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号）の第2に掲げる事業と同一であるもの（以下「基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業」という。）とする。

第4 採択要件

1 第2に掲げる事業の採択要件については、それぞれの運用に定めるところによるほか、水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業については、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 第3の1(1)の高付加価値化区分により事業を実施する場合にあつては、畑作物又は園芸作物（以下「畑作物等」という。）の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。
- (2) 第3の1(2)の農地集積促進区分により事業を実施する場合にあつては、事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実と見込まれるものであること。なお、担い手及び経営等農用地の定義は、別記1に定めるところによるものとする。
- (3) 第3の1(3)の水管理省力化区分により事業を実施する場合にあつては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用等に資するものであること。
- (4) 第3の1(4)の洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあつては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するものであること。

2 要綱第6の1の農村振興局長が別に定める事業とは、基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業とする。

第5 事業の申請

1 要綱第7の1の農村振興局長が別に定める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとするとき
- (2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとするとき

2 1の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみな

す。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、1の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

3 1の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

4 要綱第7の1の事業採択申請書は様式2、要綱第7の2の事業採択通知書は様式3により作成するものとする。

第6 事業の審査

要綱第7の2の審査については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく事業を実施する場合に、以下の条件に照らして行うものとする。

- 1 事業の実施が技術的に可能であること。
- 2 事業の効果が費用を償うものであり、かつ、周辺地域に波及する見込みがあること。
- 3 地域農業の方向に沿ったものであること。
- 4 水利権その他の各種権利関係が調整される見通しがあること。
- 5 関連する土地改良事業及び他種事業との関係が円滑に調整されていること。
- 6 用水及び排水の計画基準が適正であること。
- 7 工事に係る工事費が経済的となるよう考慮されていること。
- 8 地域の環境との調和に配慮されていること。

第7 計画の変更

1 都道府県知事は、別紙1第6、別紙2第6又は別紙3第6に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあつては、都道府県知事の承認を受けるものとする。

2 都道府県知事は、1の変更を行ったとき又は都道府県以外が実施する事業の計画の変更を承認したときは、翌年度の11月末日までに変更計画報告書及び変更した計画を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。

3 2の変更計画報告書は、様式4により作成するものとする。

第8 事業の達成状況報告

都道府県知事は、別紙1第7、別紙2第7又は別紙3第8に定めるところにより、地方農政局長等に事業の達成状況について報告するものとする。なお、都道府県以外が実施する事業にあつては、事業実施主体は事業の達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事はこれを基に地方農政局長等に報告するものとする。

第9 助成

要綱第8の農村振興局長が別に定める経費とは、別記2に掲げる費用とする。

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

- 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに要綱第7に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについては、この限りではない。
 - (1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等に直接供給できる機能を有すること。
 - (2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。

第11 その他

- 1 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 2 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、可能な限り事業費の低減に努めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県以外が事業実施主体である場合には、事業実施主体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整、技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 5 法第5条及び第7条に規定する事業計画の概要及び土地改良事業計画の様式は、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について」（昭和42年11

月 6 日付け 42 農地 C 第 375 号農林省農地局長通知) によるものとする。

- 6 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）附則第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第 4 条第 3 項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。